

# 厚木市環境教育推進プランの概要

## 第 I 章 プランの基本的事項

### 1 プランの策定に当たって (P2)

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境教育推進プランを策定しました。

### 2 位置付け (P2)

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。

### 3 期間 (P3)

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までとします。

なお、令和 8（2026）年度策定予定の第 6 次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

### 4 対象 (P3)

本プランの対象は、子どもから大人までの《全ての世代》です。

また、市内で活動する団体や企業を含みます。

### 5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組 (P4)

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールのうち 9 つのゴールが本計画に深く関連しています。

## 第Ⅱ章 環境教育の現状

### 1 厚木市における環境教育の現状（P6）

これまでの行政による環境教育については、環境講座、地域活動、学校教育など、所管する部署ごとに単独で実施している状況でした。それぞれの分野で実施する取組を体系的に示し、実施目的や対象を相互に把握することで効果的な取組が可能になると考えます。

### 2 環境教育にいかせる場（P7）

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

ここでは、厚木市の環境教育にいかせる場を紹介します。

#### 【環境にいかせる場一覧】

- ・あつぎこどもの森公園
- ・あつぎ郷土博物館
- ・資源化センター
- ・神奈川県自然環境保全センター
- ・七沢森林公園
- ・七沢自然ふれあいセンター
- ・環境センター
- ・子ども科学館
- ・飯山白山森林公園
- ・広町公園



## 第三章 環境教育の将来像

### 1 厚木市が目指す環境教育の将来像（P12）

#### 環境について

#### 自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ

本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

### 2 各主体に期待する役割（P13）

#### (1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活における選択や行動が、子どもの環境意識や環境そのものに大きな影響を与えます。また、地域では、住民が身近な環境を共有していることから、環境保全活動や地域課題の解決に向けた取組を通じて、環境について学ぶ機会となることが期待されます。

#### (2) 学校等

学校等での発達段階に応じた環境学習を通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を育み、ともに持続可能な社会をつくることができる人材を育成することが期待されます。

#### (3) 市民団体等

地域の環境について、専門的な知識や情報を有し、様々な分野で活動していることから、地域の課題解決に向けた取組や豊富な経験に基づく環境教育の担い手として期待されます。

#### (4) 企業

事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組とともに、事業活動を通じた環境改善への貢献や環境教育の提供が期待されます。

#### (5) 行政

環境教育をより充実・発展させるために、多くの環境教育の機会や場を創出・提供するとともに、各主体と連携して効果的な環境教育の実施を図ります。

### 3 将来像の実現に向けて (P14)

---

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図り、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

### 4 将来像の実現に向けた3つの視点 (P15)

---

市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

#### STEP 1



気付く



環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。

#### STEP 2



深める



環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。

#### STEP 3



とものつくる



環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をとものつくる」ことができる人が育つ。

## 第Ⅳ章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。



### 1 施策の方向性（P18）

#### (1) イベント、体験活動の充実

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

#### (2) 効果的な情報発信

市民や環境保全団体、事業者等が必要とする情報について、市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

#### (3) 学習機会、場所の提供

山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備、周知を図ります。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

豊かな自然や生物の生息状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを作成・活用することで、市民の学びの動機付けを図ります。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会の創出を図ります。

(6) 協働取組の推進、民間団体等への支援

市民、環境保全団体、企業や行政などが連携・協働し、取組対象や目的を補完することで、体系的かつ効果的な環境教育を推進します。

## 2 成果指標 (P24)

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

各STEPに対する指標	現状	目標値
	(令和4年度) (2022年度)	(令和12年度) (2030年度)
【STEP1「気づく」に対する指標】 イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年
【STEP2「深める」に対する指標】 環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年
【STEP3「ともにつくる」に対する指標】 環境活動団体、学校、地域、企業との 協働取組の事業数	11件/年	25件/年

## 第V章 進行管理 (P25)

計画の実効性を確保するために、PDCAサイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。